

テールゲートリフター特別教育及びインストラクター養成講座受講助成事業

予算額 1,250千円

1. 助成対象

県内の営業所の従業員が、各教習機関等の実施するテールゲートリフター特別教育、インストラクター養成講座を受講したものとします。

なお、講師等を委託し事業者が行った集合教育については、助成の対象外とします。

2. 助成額

1名あたり

①テールゲートリフター特別教育 上限3,000円

※受講費用(税抜き)の4分の1、100円未満切捨て

②インストラクター養成講座 10,000円

3. 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月15日までに受講し、支払いが終了するものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、以下の期日までに助成金を請求してください。

受講期間	申請期限
4月1日(月)～7月31日(水)	9月30日(月)
8月1日(木)～11月30日(土)	1月10日(金)
12月1日(日)～3月15日(土)	3月17日(月)

(添付書類)

- ・受講者名簿(別紙1)
- ・在職証明書(別紙2)
- ・受講費用の支払いを証明するものの写し(領収書・振込書等)
- ・修了証の写し

5. 助成条件

茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。

(入会以降の受講分を対象とします)